

## 【事故の概要】

■発生日 令和元年5月4日（土）

■発生場所 人口約100万人以上の都市

■発生公園 特殊公園

- 状況
- ・大型遊戯施設の装飾部品が落下し、小学5年生女児が右太ももにあざと、左腕に擦り傷を負う事故が発生した。
  - ・落下した装飾部品は、マストの帆を畳んだ形状の装飾物の一部。帆（布製）は山が三つできるように、両端及び両端からそれぞれ3分の1の箇所、計4か所で帆桁（金属パイプ）にロープ及びリベット、樹脂製の硬化剤で固定されていたが、帆の経年劣化により、ロープにより固定されていた箇所（帆）が折れ、帆桁から離脱し落下した。
  - ・当該遊具は2月に定期点検が行われていたが、落下した装飾部品については目視のみとなっており、劣化部の十分な確認が行われなかった。
  - ・事故発生後、公園内の落下物の危険がある箇所の緊急点検を実施。

### ■事故関連写真



事故が発生した遊具及び落下個所

落下した装飾物の一部



落下物の破損箇所（右端）



落下物の破損箇所（左端）



**【事故の概要】**

■発生日 令和元年5月5日（日）

■発生場所 人口約10万人未満の都市

■発生公園 地区公園

- 状況
- ・滑り台を滑走中の小学生女児が、滑走面にあった隙間に小指を挟み骨折する事故が発生した。
  - ・隙間（約30mm）は、プラスチック板の固定が不十分で熱膨張により変形したことにより生じたものである。
  - ・当該遊具については、昨年7月の定期点検において滑走面の一部が変形されていることが確認されているが、当時は挟み込みの可能性が低いとされていたところ。
  - ・事故発生後については、遊具の使用を停止し、滑り台部の改良工事を行うこととしている。

■事故関連写真



事故が発生した遊具



指を挟んだ箇所